

第 1 1 5 号議案

ふじみ野市立放課後児童クラブの指定管理者の指定について
 次のとおり指定管理者を指定することについて、議会の議決を求める。

1 指定管理者に管理を行わせる施設の名称及び所在地

地区	施設の名称	所在地
東地区	ふじみ野市立福岡放課後児童クラブ	ふじみ野市西原二丁目 6 番地 1
	ふじみ野市立第 2 福岡放課後児童クラブ	ふじみ野市西原二丁目 6 番地 1
	ふじみ野市立第 3 福岡放課後児童クラブ	ふじみ野市西原二丁目 6 番地 1
	ふじみ野市立駒西放課後児童クラブ	ふじみ野市駒西三丁目 6 番 2 号
	ふじみ野市立第 2 駒西放課後児童クラブ	ふじみ野市駒西三丁目 6 番 3 号
	ふじみ野市立第 3 駒西放課後児童クラブ	ふじみ野市駒西三丁目 6 番 3 号
	ふじみ野市立上野台放課後児童クラブ	ふじみ野市福岡一丁目 2 番 2 号
	ふじみ野市立第 2 上野台放課後児童クラブ	ふじみ野市福岡一丁目 2 番 2 号
	ふじみ野市立第 3 上野台放課後児童クラブ	ふじみ野市福岡一丁目 2 番 3 号
	ふじみ野市立第 4 上野台放課後児童クラブ	ふじみ野市福岡一丁目 2 番 3 号
	ふじみ野市立西放課後児童クラブ	ふじみ野市西二丁目 1 0 番 2 5 号
	ふじみ野市立第 2 西放課後児童クラブ	ふじみ野市西二丁目 8 番 7 号
	ふじみ野市立元福放課後児童クラブ	ふじみ野市元福岡三丁目 1 5 番 2 号
	ふじみ野市立さぎの森放課後児童クラブ	ふじみ野市駒林 1 2 6 3 番地 2
	ふじみ野市立大井放課後児童クラブ	ふじみ野市苗間 4 0 番地 3 1
	ふじみ野市立第 2 大井放課後児童クラブ	ふじみ野市苗間 4 0 番地 3 1

西地区	ふじみ野市立第3大井放課後児童クラブ	ふじみ野市苗間40番地31
	ふじみ野市立鶴ヶ丘放課後児童クラブ	ふじみ野市鶴ヶ岡一丁目3番1号
	ふじみ野市立第2鶴ヶ丘放課後児童クラブ	ふじみ野市鶴ヶ岡一丁目3番26号
	ふじみ野市立東原放課後児童クラブ	ふじみ野市大井二丁目9番43号
	ふじみ野市立第2東原放課後児童クラブ	ふじみ野市大井二丁目9番43号
	ふじみ野市立第3東原放課後児童クラブ	ふじみ野市大井二丁目9番43号
	ふじみ野市立西原放課後児童クラブ	ふじみ野市大井武蔵野1322番地4
	ふじみ野市立亀久保放課後児童クラブ	ふじみ野市ふじみ野二丁目22番53号
	ふじみ野市立第2亀久保放課後児童クラブ	ふじみ野市ふじみ野二丁目22番53号
	ふじみ野市立第3亀久保放課後児童クラブ	ふじみ野市ふじみ野二丁目22番53号
	ふじみ野市立三角放課後児童クラブ	ふじみ野市亀久保1709番地1
	ふじみ野市立第2三角放課後児童クラブ	ふじみ野市亀久保1709番地1
	ふじみ野市立東台放課後児童クラブ	ふじみ野市大井728番地3

2 指定管理者となるべき団体の名称、主たる事務所の所在地並びに代表者の職及び氏名

(1) 東地区

- ア 団体の名称 シダックス大新東ヒューマンサービス株式会社
- イ 事務所の所在地 東京都調布市調布ヶ丘三丁目6番地3
- ウ 代表者の職及び氏名 代表取締役社長 山田 智治

(2) 西地区

- ア 団体の名称 特定非営利活動法人ふじみ野市学童保育の会
- イ 事務所の所在地 ふじみ野市大井二丁目15番10号
- ウ 代表者の職及び氏名 理事長 菊池 考之

3 指定期間

令和5年4月1日から令和10年3月31日まで
令和4年11月30日提出

ふじみ野市長 高 畑 博

提案理由

ふじみ野市立放課後児童クラブの指定管理者を指定したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項及び第96条第1項第15号の規定により、この案を提出するものである。